

暮らしとマイナンバー



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号で、暮らしの中の様々な手続きで、マイナンバーが必要になります。
マイナンバーには、「行政の効率化」「国民の利便性向上」「公平・公正な社会の実現」というメリットがあります。

「個人番号カード」は、マイナンバーの提示が必要な様々な場面でマイナンバーを証明する書類として利用できます。

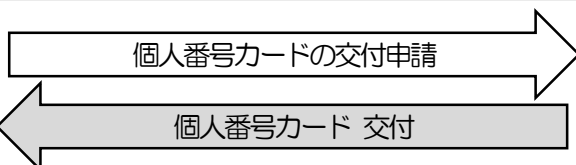
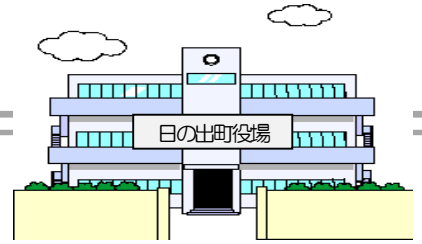
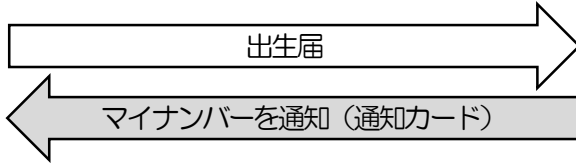


誕生

マイナンバーの通知

マイナンバーは、すべての国民が持つ12けたの番号で、産まれたばかりの赤ちゃんもマイナンバーを取得します。
出生届を提出するとマイナンバーをお知らせする「通知カード」が簡易書留で届きます。

通知カード	
個人番号	1234 5678 9012
生年月日	○年○月△日
性別	男
氏名	番号太郎
住所	○県○市△町1-1-1



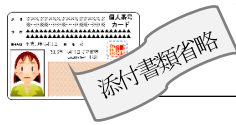
個人番号カードの取得

本人の希望（申請）により「個人番号カード」を交付します。個人番号カードは、マイナンバーの記載が必要な書類提出や、様々な本人確認の際に利用できるカードです。有効期間は10年間（20歳未満の方は5年間）です。



高校・大学等

奨学金などの申請 住民票や保護者などの課税証明書の添付を省略することができます。



マイナンバーを提示

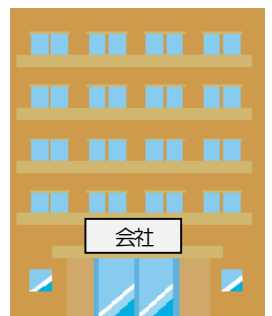


就職

勤務先 証券 保険 勤務先で源泉徴収票を作成したり、証券会社や保険会社等で法定調書を作成するためマイナンバーを提示します。

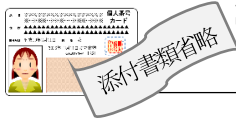


マイナンバーを提示



結婚

扶養家族の届出 国民年金、健康保険の被扶養者認定の手続の際に、課税証明書の添付を省略することができます。



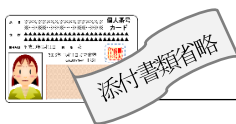
扶養家族のマイナンバーを提示

会社は、従業員やその扶養家族のマイナンバーを源泉徴収票に記載し、役場や税務署に提出します



子育て

児童手当の現況届 年金手帳、健康保険証の添付を省略することができます。



マイナンバーを提示



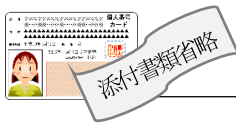
引越し

記載内容の変更 引越しなどで住所が変わるときは、市町村への届出の際、通知カードや個人番号カードを提出し、記載内容の変更を受けてください。



退職

厚生年金の請求 住民票、課税証明書の添付を省略することができます。



マイナンバーを提示

